

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令について

令和 8 年 6 月
農林水産省農産局穀物課

I 改正の趣旨

検査業務の効率化を図る観点から、外国産麦の水分測定に用いる器具機材の見直しを行い、電気水分計の活用を可能とするため、農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）の改正を行う。

II 改正の概要

外国産麦の水分測定について、所要の精度が確保されている電気水分計を使用可能とする。

外国産麦については、これまで電気水分計を使用した場合、大きな誤差が生じていたため使用を認めていなかったが、精度の向上が見られ、検査業務の簡素化も図られることから認めることとしたい。

このため、農産物検査法施行規則第 16 条第 2 号に基づく別表第二を改正し、外国産麦の水分測定に使用できる器具機材として、常圧加熱乾燥法と同等の精度で測定結果が得られる水分計測器を追加する。

III 施行期日

令和 8 年 6 月 30 日

○農林水産省令第四十九号

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第二項第二号（同法第十八条第三項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

農林水産大臣 鈴木 憲和

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第十六条関係）

農産物検査を行う農産物の種類	機械器具その他の設備
(略)	(略)
小麦、はだか麦	一〇五 (略) 六 常圧加熱乾燥法使用機材等 七〇十一 (略)
大麦	一〇五 (略) 六 常圧加熱乾燥法使用機材等 七〇十二 (略)
(略)	(略)

改正前

別表第二（第十六条関係）

農産物検査を行う農産物の種類	機械器具その他の設備
(略)	(略)
小麦、はだか麦	一〇五 (略) 六 常圧加熱乾燥法使用機材 七〇十一 (略)
大麦	一〇五 (略) 六 常圧加熱乾燥法使用機材 七〇十二 (略)
(略)	(略)

附 則

この省令は、令和八年六月三十日から施行する。